

神戸市外国語大学大学院教務・入試委員会規程

2012年4月1日

規程第6号

(設置)

第1条 大学院の円滑な運営を図るため、神戸市外国語大学研究科会議規則（2023年規則第69号）第5条第4項の規定に基づき、研究科会議の下部組織として、大学院教務・入試委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 研究科（修士課程及び博士課程）の授業及び履修に関する事項
- (2) 研究科（修士課程及び博士課程）の成績及び修了に関する事項
- (3) 研究科（修士課程及び博士課程）の入学試験に関する事項
- (4) 研究生の募集に関する事項
- (5) 学籍異動（休学、復学及び退学）に関する事項
- (6) 研究科会議から付託を受けた事項
- (7) 前6号のほか付随する事項

(委員)

第3条 委員会は、次の学科・領域から選出された教員10名の委員により組織する。

- (1) 英語学専攻 2名
- (2) ロシア語学専攻 1名
- (3) 中国語学専攻 1名
- (4) イスパニア語学専攻 1名
- (5) 国際関係学専攻 3名（法律・政治1名、経済・経営1名、文化1名）
- (6) 日本アジア言語文化専攻 1名
- (7) 英語教育学専攻 1名

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

3 委員に欠員を生じた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の中から学長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

5 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(議事)

第5条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによ

る。

3 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会に関する庶務は、研究所グループにおいて処理する。

(施行細目の委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規程は、2012年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2023年4月1日から施行する。